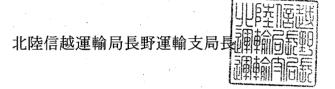


長 運 整 第 35 号 の 3 令 和 2 年 4 月 8 日

自動車整備事業者 各位



「自動車分解整備事業事務取扱要領」(平成 14 年 8 月 20 日付け 達第 39 号)の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し(令和2年3月30日付け北信技整第192号の2)のとおり通知がありましたので了知願います。



管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「自動車分解整備事業事務取扱要領」(平成14年8月20日付け達第39号)の一部改正について

「自動車分解整備事業事務取扱要領」(平成14年8月20日付け達第39号)を別紙のとおり一部改正したので了知するとともに、関係者に周知されたい。



達第11号

自動車分解整備事業事務取扱要領(平成14年8月20日付け達第39号)の 一部を改正する達を次のとおり定める。

令和2年3月30日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

自動車分解整備事業事務取扱要領の一部を改正する達 「自動車分解整備事業事務取扱要領」を別紙新旧対照表のとおり改める。

別紙

達第39号 平成14年8月20日 改正 達第11号 平成18年3月31日 改正 達第 2号 平成18年6月 2日

自動車特定整備事業事務取扱要領

平成18年6月 2日 改正 達第11号

平成27年3月19日

改正 達第 1号 平成31年4月5日 改正 達第11号

令和2年3月30日

(規定する範囲)

第1条 北陸信越運輸局管内の自動車<u>特定</u>整備事業の認証(以下「認証」という。)に関する事務取扱いについては、道路運送車両法(以下「法」という。)及び道路運送車両法施行規則(以下「施行規則」という。)等関係法令並びに関係通達など別に定めるものによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(認証の申請)

- 第2条 法第79条第1項の規定による認証の申請は、第1号様式によるものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。
- (1) 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- (2) 申請者が個人の場合にあっては、住民票等申請者を特定できる書面
- (3) 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証の写し等事業場の所在地を証する書面
- (4) 作業場名(優良自動車整備事業者の認定を受けている者であって、自動車特定整備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名)、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した作業場等平面図(第1号様式の事業場平面図に記載する場合は省略できる。)

自動車分解整備事業事務取扱要領

達第39号 平成14年8月20日 改正 達第11号 平成18年3月31日 改正 達第 2号 平成18年6月 2日 改正 達第11号 平成27年3月19日 改正 達第 1号 平成27年3月19日

(規定する範囲)

第1条 北陸信越運輸局管内の自動車<u>分解</u>整備事業の認証(以下「認証」という。)に関する事務取扱いについては、道路運送車両法(以下「法」という。)及び道路運送車両法施行規則(以下「施行規則」という。)等関係法令並びに関係通達など別に定めるものによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(認証の申請)

- 第2条 法第79条第1項の規定による認証の申請は、第1号様式によるものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。
- (1) 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- (2) 申請者が個人の場合にあっては、住民票等申請者を特定できる書面
- (3) 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証の写し等事業場の所在地を証する書面
- (4) 作業場等のレイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した作業場等平面図(第1号様式の事業場平面図に記載する場合は省略できる。)

(5) (略)

- (6) 電子制御装置整備を行う事業場にあっては、法第57条の2第1項に 規定する自動車の型式に固有の技術上の情報(施行規則第3条第9号の 自動車の整備又は改造を行わない場合にあっては、自動運行装置に係る ものを除く。)及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる 体制を確認できる書面(第1号様式に記載する場合は省略できる。)
- (7) 離れた作業場を有する場合にあっては、当該作業場の土地の使用に係る契約書
- (8) 電子制御装置点検整備作業場を共同使用する場合にあっては、当該作業場の共同使用に関する契約書の写し並びに当該作業場の位置、面積及び車両置場の位置を記載した書面
- (9) 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う離れた作業場を有する 場合にあっては、分解整備及び電子制御装置整備の認証を受けている事 業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が交わした契 約書の写し
- 3 法第80条第1項第2号各号に該当しないことを証する書面は、第1項の申請書の宣誓書欄(宣誓書を別に添付する場合は当該書面)に申請者(法人にあっては、役員全員とする。)が氏名を記載(法人にあっては役職名も記載する。)のうえ押印したものとする。ただし、氏名を自署した場合には押印を省略できるものとする。また、代表する役員が役員全員について法第80条第1項第2号に該当しない旨の宣誓をしたときは、その他役員の役職名及び氏名を記載することで足りるものとする。

(業務の範囲の限定)

- 第3条 業務の範囲の限定は、次の範囲内で行うものとする。
  - (1) 原動機の特定整備を行う事業場であって、軽油を燃料とする原動機又はガソリン若しくは液化石油ガスを燃料とする原動機の点検・整備を行わない事業場にあっては、それぞれ「軽油を燃料とする原動機を除く」、「ガソリン<u>又は</u>液化石油ガスを燃料とする原動機を除く」とする。
  - (2) カタピラを有する大型特殊自動車に限定して<u>特定</u>整備を行う事業場に あっては、「カタピラ付大型特殊自動車に限る」とする。

(自動車特定整備事業の種類等の変更申請)

- 第4条 認証を受けている者が、次に掲げる事項を変更しようとする申請は、 第2号様式によるものとする。
- (1) 自動車特定整備事業の種類
- (2) 対象とする自動車の種類

(5) (略)

3 法第80条第1項第2号各号に該当しないことを証する書面は、第1項の申請書の宣誓書欄に申請者(法人にあっては、役員全員とする。)が氏名を記載(法人にあっては役職名も記載する。)のうえ押印したものとする。ただし、氏名を自署した場合には押印を省略できるものとする。また、代表する役員が役員全員について法第80条第1項第2号各号に該当しない旨の宣誓をしたときは、その他役員の役職名及び氏名を記載することで足りるものとする。

(業務の範囲の限定)

- 第3条 業務の範囲の限定は、次の範囲内で行うものとする。
- (1) 原動機の<u>分解</u>整備を行う事業場であって、軽油を燃料とする原動機又はガソリン若しくは液化石油ガスを燃料とする原動機の点検・整備を行わない事業場にあっては、それぞれ「軽油を燃料とする原動機を除く」、「ガソリン若しくは液化石油ガスを燃料とする原動機を除く」とする。
- (2) カタピラを有する大型特殊自動車に限定して<u>分解</u>整備を行う事業場に あっては、「カタピラ付大型特殊自動車に限る」とする。

(事業の種類等の変更申請)

- 第4条 認証を受けている者が、次に掲げる事項を変更しようとする申請は、 第2号様式によるものとする。
  - (1) 認証の種類
  - (2) 対象とする自動車の種類

- (3) 対象とする整備及び装置の種類
- (4) 業務の範囲の限定
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。
  - (1) すでに交付を受けている認証書
  - (2) 第2条第2項第3号から<u>第8号</u>に規定する書面のうち変更事項に係る もの(第2条第2項<u>第4号</u>に規定する書面については、第2号様式の事業 場平面図に記載する場合は省略できる。)

(認証書の交付)

- 第5条 運輸局長は、認証 ( $\underline{第4条の変更によるものを含む。}$ ) をしたときは、 認証書を申請者に交付するものとする。
- 2 前項に規定する認証書の様式は、第6号様式によるものとする。
- 3 認証番号は、次によるものとする。ただし、前条に規定する場合にあっては、認証番号を従前のとおりとする。

支局別	認 証 番 号
新潟	新認証第(1からの一連番号)号
長 野	長認証第(1からの一連番号)号
富山	富認証第(1からの一連番号)号
石 川	石認証第(1からの一連番号)号

- 4 第1項の規定による認証書は、再交付をしないものとする。 (変更等の届出)
- 第6条 法第81条(第2項を除く)から第83条までの規定による届出は、 第2号様式(変更等の届出が法第81条第1項第2号のみの場合は、第5号 様式)によるものとする。
- 2 法第81条第1項第2号の規定による役員の変更にあっては、第2条第 3項を準用するものとする。
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる書面等を添付するものとする。
- (1) 法第81条第1項第1号及び第2号に規定する変更にあっては、商業 登記簿謄本等変更された事項を証する書面
- (2) 法第81条第1項第3号に規定する変更にあっては、第2条第2項第3号に掲げる書面

- (3) 対象とする装置の種類
- (4) 業務の範囲の限定等
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。
  - (1) すでに交付を受けている認証書
- (2) 第2条第2項第3号から<u>第5号</u>に規定する書面のうち変更事項に係る もの(第2条第2項<u>第5号</u>に規定する書面については、第2号様式の事業 場平面図に記載する場合は省略できる。)

(認証書の交付)

- 第5条 運輸局長は、認証(対象とする自動車の種類及び対象とする装置の 種類の変更並びに業務の範囲を限定又は解除するときを含む。)をしたとき は、認証書を申請者に交付するものとする。
- 2 前項に規定する認証書の様式は、第6号様式によるものとする。
- 3 認証番号は、次によるものとする。ただし、前条に規定する場合にあっては、認証番号を従前のとおりとする。

支局別	認 証 番 号
新潟	新認証第(1からの一連番号)号
長野	長認証第(1からの一連番号)号
富山	富認証第(1からの一連番号)号
石 川	石認証第(1からの一連番号)号

- 4 第1項の規定による認証書は、再交付をしないものとする。(変更等の届出)
- 第6条 法第81条(第2項を除く)から第83条までの規定による届出は、 第2号様式(変更等の届出が法第81条第1項第2号のみの場合は、第5号 様式)によるものとする。
- 2 法第81条第1項第2号の規定による役員の変更にあっては、第2条第3項を準用するものとする。
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる書面等を添付するものとする。
- (1) 法第81条第1項第1号及び第2号に規定する変更にあっては、商業 登記簿謄本等変更された事項を証する書面
- (2) 法第81条第1項第3号に規定する変更にあっては、第2条第2項第3号に掲げる書面

- (3) 法第81条第1項第4号に規定する変更にあっては、<u>第2条第2項第4号及び第7号から第9号に規定する書面のうち変更事項に係るもの(第2条第2項第4号に規定する書面については、第2号様式の事業場平面</u>図に記載する場合は省略できる。)
- (4) 法第82条第2項に規定する届出にあっては、商業登記簿謄本等事業 の相続、合併及び分割の事実を証する書面
- (5) 法第83条第2項に規定する届出にあっては、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面

(廃止届出)

第7条 法第81条第2項に規定する届出にあっては、第3号様式によるものとし、すでに交付を受けている認証書を添付するものとする。

(申請及び届出事項の併記等)

第8条 第4条に規定する申請と第6条に規定する届出を同時にしようとするときは、これを第2号様式に併記して行うことができ、かつ、重複する添付書面については、これを1通とすることができるものとする。

(整備主任者に関する届出)

- 第9条 施行規則第62条の2の2第2項に規定する届出は、第4号様式によるものとする。ただし、同項第1号及び第2号に規定する事項に係る変更の届出にあっては、第2号様式による届出をもって代えるものとする。
- 2 前項の届出書 (前項ただし書きの変更届を除く。) には、<u>次に掲げる書面を添付するものとする。</u>
  - (1) 分解整備のみを行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、自動車整備士技能検定の合格証書の写し、自動車整備士技能検定の合格証明書の写し又は自動車整備技能者手帳の写し等一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面
  - (2) 電子制御装置整備のみを行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、施行規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は自動車整備士技能検定の合格証書の写し、自動車整備士技能検定の合格証明書の写し若しくは自動車整備技能者手帳の写し等一級の自動車整備士(一級二輪の自動車整備士を除く。)の技能検定に合格したことを証する書面
  - (3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届

- (3) 法第81条第1項第4号に規定する変更にあっては、<u>第2条第2項第</u>4号に掲げる書面
- (4) 法第82条第2項に規定する届出にあっては、商業登記簿謄本等事業の相続、合併及び分割の事実を証する書面
- (5) 法第83条第2項に規定する届出にあっては、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面

(廃止届出)

第7条 法第81条第2項に規定する届出にあっては、第3号様式によるものとし、すでに交付を受けている認証書を添付するものとする。

(申請及び届出事項の併記等)

- 第8条 第4条に規定する申請と第6条に規定する届出を同時にしようとするときは、これを第2号様式に併記して行うことができ、かつ、重複する添付書面については、これを1通とすることができるものとする。 (整備主任者に関する届出)
- 第9条 施行規則第62条の2の2第2項に規定する届出は、第4号様式によるものとする。ただし、同項第1号及び第2号に規定する事項に係る変更の届出にあっては、第2号様式による届出をもって代えるものとする。
- 2 前項の届出書(前項ただし書きの変更届を除く。)には、<u>自動車整備士技</u> 能検定の合格証書の写し、自動車整備士技能検定の合格証明書の写し、自動 車整備技能者手帳の写し等一級又は二級自動車整備士の技能検定に合格し たことを証する書面を、また、整備主任者の氏名の変更にあっては、戸籍抄 本等変更の事実を証する書面の写しを添付するものとする。

出の場合には、一級二輪又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、施行規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し、一級の自動車整備士(一級二輪の自動車整備士を除く。)の技能検定に合格した者にあっては、自動車整備士技能検定の合格証書の写し、自動車整備士技能検定の合格証明書の写し又は自動車整備技能者手帳の写し等一級の自動車整備士(一級二輪の自動車整備士を除く。)の技能検定に合格したことを証する書面

(4) 整備主任者の氏名の変更の届出の場合には、戸籍抄本等変更の事実を 証する書面

(自動車特定整備事業の証明)

- 第10条 運輸局長は、自動車<u>特定</u>整備事業者からの願出により、現に効力の ある認証に係る事項について証明を行うことができるものとする。
- 2 前項の願出書の様式は、第7号様式によるものとする。
- 3 第1項の証明は、前項の願出書に奥書で証明し、願出者に交付するものとする。

(申請書等の提出数)

第11条 申請書、届出書及び添付書面の提出数は、1通とする。ただし、第10条に規定する願出書は、2通とする。

(認証審査の実施)

第12条 運輸支局長は、第2条に規定する申請を受理したときは、書面審査を行うとともに現地確認を実施し、認証基準への適合性について確認するものとする。<u>なお、第4条に規定する申請についても必要に応じて現地確認を</u>実施するものとする。

(認証申請案内)

第13条 運輸支局長は、申請者の利便と事務処理の合理化を図るため、認証申請の手続方法、申請者が留意しなければならない事項及び申請から認証までを記載した「認証申請案内」を作成し、常時、閲覧等ができるようにしておくものとする。

附 則

- 1 本達は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 本達の施行に伴い、平成14年7月1日付け達第2号「自動車分解整備 事業事務取扱要綱」は廃止する。
- 3 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

(自動車分解整備事業の証明)

- 第10条 運輸局長は、自動車<u>分解</u>整備事業者からの願出により、現に効力の ある認証に係る事項について証明を行うことができるものとする。
- 2 前項の願出書の様式は、第7号様式によるものとする。
- 3 第1項の証明は、前項の願出書に奥書で証明し、願出者に交付するものとする。

(申請書等の提出数)

第11条 申請書、届出書及び添付書面の提出数は、1通とする。ただし、第 10条に規定する願出書は、2通とする。

(認証審査の実施)

第12条 運輸支局長は、第2条及び<u>第4条(第1号から第3号までについて</u> は縮小又は減縮する場合を除き、第4号については新たに限定する場合を除 く。) に規定する申請を受理したときは、書面審査を行うとともに現地確認 を実施し、認証基準への適合性について確認するものとする。

## (認証申請案内)

第13条 運輸支局長は、申請者の利便と事務処理の合理化を図るため、認証申請の手続方法、申請者が留意しなければならない事項及び申請から認証までを記載した「認証申請案内」を作成し、常時、閲覧等ができるようにしておくものとする。

附則

- 1 本達は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 本達の施行に伴い、平成14年7月1日付け達第2号「自動車分解整備 事業事務取扱要綱」は廃止する。
- 3 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 1 本達は、令和2年4月1日から施行する。	
2 申請及び届出に係る様式(道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。)は、令和6年3月31日までの間、従前の様式を使用することができる。	

第1号様式 <u>(認証)</u>					認	証	番号	<u> </u>													
77 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						証年			年	月	日	第1号様式					認証番	号			
ı	自動車物	左定敕	借車	紫の	1章双章	工字后士	:日由:	: 主		(注)担当	官記載欄						認証年月	日	年	月 日	]
1	1 30 平1	丁儿 主	加尹	未少	一中门口		元 十一	明盲				自	動車分	解整備	<b>帯事業</b> (	の認証	新規申	請書			
	殿											北陸信越運輸局長	副心								
									年	月	日	16座16巡座闸/60尺	DSX						年	H	
道路運送車両法等の規定 (注)該当しない項目は記載を省 (注)必要に応じて、記載枠を追	格することが	できる。 (	全ての項	目に共通	<u>fi)</u>	全ての項	[目に共)	重)				道路運送車両法の規定	定により!	別添書面	<b>うを添えて</b>	申請し	ます。				1
(ふりがな)	Î											申請者の氏名又は名称								印	
申請者の氏名又は名称										F	I I	申請者の住所									1
申請者の住所												電話番号									-
電話番号												(ふりがな)									1
(ふりがな)												事業場の名称									
事業場の名称												事業場の所在地									1
事業場の所在地																					-
電話番号												電話番号認定番号									1
認定番号												(注)申請者の氏名又は名称を記名	し押印するこ	ことに代えて	署名(自署)す	ることができ	る。				_
(注)申請者の氏名又は名称欄は			. 押印寸	ることに	二代えて	署名する	ことが	できる。				自動車分解整備事業		並ぶら	動車分解	沙世古兴					٦ .
1-① 自動車特定整備		通自動車	lr Att de ti	沙港市	- AF:						_	の種類			動車分解	100					-
自動車特定整備事業		型自動車	7.									<ul><li>(□枠内の該当するものに○を 記入)</li></ul>			車分解整個						1
の種類の別		自動車特												1111111111							_
(注)□枠内の該当するものに○	を記載するこ	<u></u>										対象自動車の種類 (□枠内の申請する種類に○を		According to the		象とする			Los Woods		
1-② 対象とする自動	車の種類、	整備及			22,000							記入する)	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	1
机体内形式合作器			対象」			最び	装置の	種類の		the all to provide	V. 744	普通自動車(大型)			-			<u> </u>		-	-
対象自動車の種類 の別	全て	TET SECTION	動力		<u> </u>	T		Loren	電子制行		運行	普通自動車(中型)						1	1	-	-
	至	で機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	(運行補助:	を含む)	補助	普通自動車(小型) 普通自動車(乗用)		-	+		-	-		-	1
普通自動車(大型)					1	1	ــــــ	_				大型特殊自動車						<del>                                     </del>		-	1
普通自動車(中型)		$\bot$	_		_	_	_	_				小型四輪自動車									1
普通自動車(小型)					1	1						小型三輪自動車			+						1
普通自動車(乗用)					, as		_					小型二輪自動車						<u> </u>			1
大型特殊自動車												軽自動車						t		<u> </u>	1
小型四輪自動車												Total Service 1									<u> </u>
小型三輪自動車												業務の範囲の限定		軽油を炉	燃料とする	5原動機を	上除く				
小型二輪自動車												(□枠内の該当するものに○を			ン又は液化			する原動	機を除く		_
軽自動車												記入)		カタピ	ラ付大型物	寺殊自動車	巨に限る				_
(注)□枠内の該当するものに○	を記載するこ	<u> </u>									_										

	限定	油を燃料とする	、原動機を除く			
業務の範囲の限定	<b>の</b> 別 ガ	ソリン又は液化	と石油ガスを燃		動機を	除く
来初。2年6四。2月6八年	カ	タピラ付大型* の他(	持殊自動車に限	る		1
(注)□枠内の該当するものに		VIE (				
2 工員の構成			#6/# 1 W			
Colored Colored Color	計 一級	一 級 _	整備士数	-t- /t-	e#5	整備士以外の
工員の構成 (工員	(二輪除く)	(二輪)	. 級 三 級	車体	電	工員数
	人	人	人	人		人
3 宣誓書						
私がは、道	直路運送車両法第	80条第1項	第2号に該当し	ないことを	宣誓し	ます。
私達(役員)	<b>克托</b> 北					En.
20. E F 6	宣誓者	<i>J</i> 2	/II II II II I		20.	即
役員氏名	役 職	名	役員氏名	á	役	職名
(注)個人事業者にあっては「 (注)宣誓者の氏名を記載し押	印することに代えて署	名することができる	0	けること。		
(注)法人企業が宣誓する場合 (注)宣誓書を別に提出する場	は、宣誓者の役職名に 合は記載を省略するこ	.ついても記載するこ .とができる。	<u>. Ł.</u>			
4 出身業態	専業		ディーラー			自家
		品販売店	ガソリンスク	タンド		受検代行業
4 <u>出身業態</u> <u>出身業態の別</u>	自動車用					)
出身業態の別	その他		•			
出身業態の別 注)口枠内の該当するものに	その他					
出身業態の別 注)口枠内の該当するものに	その他	(	面積	天井高	i č	床面状況
出身業態の別 (注)口枠内の該当するものに 5 屋内作業場等 作業場の規模	その他 ○を記載すること。	奥 行				床面状況
出身業態の別 注)口枠内の該当するものに 5 屋内作業場等 作業場の規模 車 画 整 備 作 業 場	その他 ○を記載すること。 <u>間 口</u>	(	<u>m</u>	2	<u>m</u>	床面状況
出身業態の別 (注)□枠内の該当するものに  5 屋内作業場等 作業場の規模 車 西 整 備 作 業 場  第 品 整 備 作 業 場	その他 ○を記載すること。 <u>間 ロ</u> <u>m</u>	( <u>奥 行</u> <u>m</u>	m	2	<u>m</u>	床面状況
出身業態の別 (注)口枠内の該当するものに 5 屋内作業場等	その他 ○を記載すること。 <u>間 口</u>	奥 行	<u>m</u>	2	<u>m</u>	床面状況

	合語	H		整備士以外				
工員の構成	(工員	数)	一 級		二級	三 級	の工員数	
1		人	人		人	人	人	
屋内作業場	等 『	司 口	奥 行		面積	天井高さ	床面状況	
車両整備作業	易	m	n	n	m²	m		
部品整備作業力	易				m²	m		
点検作業	胡	m	n	n	m²	m		
車 両 置 均	易	m	n	n	m²			
宣誓者 役 員 氏 名	1	改 職	名	役	員 氏 名	役	取 名	
98 1 Salar 1 S	1	段 職	名	役	員 氏 名	役	25.50	
98 1 Salar 1 S	動、法人企和すること	業にあって√ に代えて署名	は「私達(役員)」 (自署)することが	の文字に			25.50	
役員氏名 (注)個人事業者にあっては「 (注)宣誓者の氏名を記名し押 (注)記入枠が不足する場合は、	私」、法人金和すること 、任意追加	業にあって√ に代えて署名	は「私達(役員)」 (自署)することが	の文字に		Ł	25.50	
役 員 氏 名 (注)個人事業者にあっては「(注) 宣誓者の氏名を記名し押	取り、法人が 印すること ・任意追加	◆業にあってに に代えて署名 することがで 専業	は「私達(役員)」 (自署)することが	の文字に	こ○を記入するこ	٤.	職名	

作業場の規模	間口	奥 行	面積	天井高さ	床面状
電子制御装置	<u>m</u>	<u>m</u>	<u>m</u> 2		
点検整備作業場	_( <u> </u>	_( )_ m	_()_ <u>m</u> ²	_() <u>m</u>	
車両置場	<u>m</u>	<u>m</u>	<u>m</u> 2		
(注)電子制御装置点検整備作 (注)⑤の車両置場を有する場	業場は、屋内部分を 合には、車両置場の	<ul><li>( )内に記載する、</li><li>欄の記載を省略する。</li></ul>	と <u>。</u> とができる。		
				系る作業場の場合	(1)
作業場の	規模	間	П	奥	行
事業場所在地に有	「する作業場		<u>m</u>		
(注)電子制御装置整備のみを	行う事業場であって、	事業場所在地に電	一制御装置点検整備作	業場を有していない場	合は記載する
7 電子制御装置点材	<b>倹整備作業場(</b> 商	惟れた作業場又	は共同使用の作業	業場を有する場合	`)_
離れた作業	場又は	離れた電	子制御装置点検	整備作業場	
共同使用の作		共同使用	の作業場		
当該作業場の 所在地 (※1)					
自動車による当該作				分	
<u>業場までの所要時間</u> 作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状
	m	m	m²		
電子制御装置 点検整備作業場	( ) m		( ) m²	( ) m	
車両置場 (※2)	m	m	m²		
施行規則第3条第8号	111				
ハに係る作業場	<u>m</u>	<u>m</u>			
<u>共同使用</u> <u>氏名又は</u> の作業場 <u>名称</u>					
<u>の管理者</u> _(※3) 認証番号					
管理責任者の氏名					
_ <u>(※3)</u> (注)□枠内の該当するものに		7 ( )			
<ul><li>(注)電子制御装置点検整備作</li><li>(注)離れた作業場又は共同使</li></ul>	用の作業場を複数有一	する場合は、本表を記	追加し記載すること。		1 alm to a
<ul><li>(注)「※1」は離れた電子制</li><li>「※3」は共同使用の場合に</li></ul>	郵装置整備作業場を有 記載すること。	する場合に記載し、	1 % 2 ] (1   6 - (2) ]	に該当する作業場を有	する場合に記
8 電子制御装置整備	前に必要な情報、	エーミング作	業に必要な機器	を入手できる体制	1
電子制御装置整備	に必要な情報				
- \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	- N/ 1007 J. 1606 HH				
エーミング作業に	- 必要な機益				

	プレス		
	エア・コンプレッ	th .	
re aftereder b	チェーン・ブロッ	7	
作業機械	ジャッキ		
	バイス		
	充電器		
(Lalles) nn	ノギス		
作業計器	トルク・レンチ		
	サーキット・テス	g	
	比重計		
	コンプレッショ	(ガソリン用)	
	ン・ゲージ	(ジーゼル用)	
	ハンディ・バキュ・	ーム・ポンプ	
	エンジン・タコ・	テスタ	
	タイミング・ライ	F	
点検計器 及び	シックネス・ゲー	ジ	
点検装置	ダイヤル・ゲージ		
III) Cacqua	トーイン・ゲージ		
	キャンバ・キャス	タ・ゲージ	
	ターニング・ラジ	アス・ゲージ	
	タイヤ・ゲージ		
	検車装置		
	一酸化炭素測定器		
	炭化水素測定器		
	ホイール・プーラ		
工具	ベアリング・レー	ス・プーラ	
174	グリース・ガン又はシ	ヤシ・ルブリケータ	
	部品洗浄槽		

	名	称	型式・能力等	
	プレス			
	エア・コンプレッサ	+		
16-34-106 t-b	チェーン・ブロック	7		
作業機械	ジャッキ			
	バイス			
	充電器			
	ノギス			
作業計器	トルク・レンチ			
	水準器			
	サーキット・テスタ	1		
	比重計			
	コンプレッション	(ガソリン用)		
	・ゲージ	(ジーゼル用)		
	ハンディ・バキュー	-ム・ポンプ		
	エンジン・タコ・ラ	テスタ		
	タイミング・ライト	,		
点検計器	シックネス・ゲージ	2		
及び点検装置	ダイヤル・ゲージ			
<b>尽快</b> 委但	トーイン・ゲージ			
	キャンバ・キャスタ	<b>フ・</b> ゲージ		
	ターニング・ラジア	アス・ゲージ		
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツー	-1L		
	ホイール・プーラ			
工目	ベアリング・レース			
工具	グリース・ガン又に シャシ・ルブリケー			
	部品洗浄槽			
備考		•		

事業場	の名称				
(例:	レイアウト、、	寸法、縮尺、方	位等を記入)		
•					

	אינינל
10 中华坦亚王网	
10 事業場平面図	
事業場の名称	
(例:レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	

育2号	·			
	<u> </u>			
	第2号様式(認証)			
	第 2 号标式 (最高上)			
	自動車特定整	を備事業の変更(届出・申	請)書	
	殿			
			年	月 日
	道路運送車両法等の規定により別	J紙書面を添え(届出・申請)しま	す。	
	(注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「 (注)該当しない項目は記載を省略することができ	「申請」の文字に○を記載すること。 ・ス (今ての質見に共通)		
	(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削	る。 (主くの場合に共通) 別除・縮小することができる。 (全ての項目に共通	)	
	(ふりがな)			
	届出者の氏名又は名称			印
	申請者			
	届出者の住所			
	申請者			
	電話番号			
	(ふりがな)			
	事業場の名称			
	200			
	事業場の所在地			
	電話番号			
	認証番号			
	認定番号			
	指定番号			
	(注)届出者若しくは申請者の氏名又は名称欄は、 なお、届出にあっては、氏名又は名称を記名	氏名又は名称を記載し、押印することに代えて署	名することができ	5.
	届出・申請の内容の別	変更年月日	年	月 日
	相続	事業場の所在地の変更	4-	Я ц
	合併	役員の変更		
		屋内作業場又は電子制御装置点	<b>檢整備作業場</b>	の変更
	分割	(面積又は間口若しくは奥行の長さ)	IXIEMITI XX	* 236236
	譲受	自動車特定整備事業の種類の変		【変更申請】
	事業者名又は住所の変更	対象自動車の種類、整備又は装	置の種類の変	80.00 B CO. 00 CO.
	事業場の名称の変更 (注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更	業務の範囲の変更		【変更申請】
	(注) (注) □枠内の該当するものに○を記載すること。	・ -		
	1 宣誓書			
	私は、道路運送車両法	第80条第1項第2号に該当しない。	ことを宣誓しま	<b>きす</b> 。
	私達 (役員)			
	宣誓者			印
	(注)個人事業者にあっては「私」、法人企業にあ	っっては「私達〈役員〉」の文字に○を記載するこ	Ł.	
	(注)宣誓者の氏名を記名し押印することに代えて (注)法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名	についても記載すること。		
	(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略する (注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。	ことができる。		
	AND THE RESERVE OF THE PARTY OF			

## 第2号様式

第2号様式	認証番号			
	認証年月日	年	月	E
自動車分解整備事業の変更	(届出・申請)	書		
北陸信越運輸局長殿		年	月	Е
道路運送車両法の規定により別添書面を添えて(店	マ山 - 中津/ 1 子子		71	H
担略建送早一門法の及たにより別係責用を係えて(f) (注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記入する		0		
(ふりがな) 届出者 申請者の氏名又は名称			F	J

申請者の氏名又は名称	
届出者 申請者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	
認定番号	
指定番号	

(注)届出者、申請者の氏名又は名称について、届出にあっては氏名又は名称を記名し押印を省略することができ、申請にあっては氏名 又は名称を記名し押印することに代えて署名(自署)することができる。

届出・申請の内容 (口枠内の該当するも	」のに○を記入)	変更年月日	年	月	日
相続	事業均	場の所在地の変更			
合併	役員0	O変更			
分割	屋内作業場の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)				
譲受	自動車	巨分解整備事業の種	重類の変更	【変更申請	<b>詩</b> 】
事業者名又は住所の変更	対象目	自動車の種類及び装	長置の種類の変更	【変更申請	<b>青</b> 】
事業場の名称の変更	業務の範囲の変更				

(注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書(第5号様式)を使用すること。

宣誓書	

私 私達(役員) は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。 宣誓者 印

(注)個人事業者にあっては「私」、法人企業にあっては「私達(役員)」の文字は○を記入すること。
(注)宣誓者の氏名を記名し押印することに代えて署名(自署)することができる。

#### 2-① 自動車特定整備事業の種類の変更

自動車特定整備事業の種類の別	認証年	月日	
普通自動車特定整備事業	年	月	日
小型自動車特定整備事業	年	月	日
軽自動車特定整備事業	年	月	日

(注)□枠内の該当するものに、追加するものは◎を、廃止するものは×及び認証年月日を、変更がないものは○及び認証年月日を記載すること。

#### 2-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類の変更

				対象上	動車	の整備	及び製	長置の	重類の	別	
対象自動車の種類 <u>の別</u> 全て					分解	整備				電子制御装置	整備
	全て	全て	原動機	動力	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)					0 8						
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											_
小型四輪自動車											
小型三輪自動車					0 8						
小型二輪自動車											_
軽自動車											

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎、廃止をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

#### 2-③ 業務の範囲の変更

AD	
	軽油を燃料とする原動機を除く
業務の範囲の限定	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
の別	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	その他(

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは©、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

#### 3 旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)

<u>旧</u>事業者の氏名又は名称 <u>旧</u>事業者の住所

## 4 旧事業場の名称及び所在地

(ふりがな)

<u>旧</u>事業場の名称 <u>旧</u>事業場の所在地

## 5 工員の構成

	合 計	0		整備	士数	o 00		整備士
工員の構成	(工員数)	一級(二輪除く)	<u>一級</u> (二輪)	二級	三級	車体	電気	以外の 工員数
	人	Y	人	人	人	人	人	

2-① 自動車分解整備事業の種類の変更

自動車分解整備事業の種類	認証年月日
普通自動車分解整備事業	年 月 日
小型自動車分解整備事業	年 月 日
軽自動車分解整備事業	年 月 日

(注)□枠内の該当するものに、追加するものは◎、廃止するものは×及び認証年月日、変更がないものは○及び認証年月日を記入する - レ

#### 2-② 対象とする自動車の種類及び装置の変更

対象自動車の種類	対象とする装置の種類									
对家日期早07厘規	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結		
普通自動車(大型)										
普通自動車(中型)										
普通自動車(小型)										
普通自動車(乗用)										
大型特殊自動車										
小型四輪自動車										
小型三輪自動車										
小型二輪自動車										
軽自動車										

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎、廃止をするものは×、変更がないものは○を記入すること。

#### 2-3 業務の範囲の変更

2	·
	軽油を燃料とする原動機を除く
業務の範囲の限定	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記入すること。

#### 3 事業者名又は住所の変更

O TAKE HAVIOLEDIC	200
(ふりがな)	
事業者の氏名又は名称	
事業者の住所	

(注)旧の事業者の氏名又は名称及び住所を記入すること。

#### 4 事業県名の亦重フけ事業県の正在地の亦重

4 事未勿口の及义	人似乎未物。7月112世。2及文
(ふりがな)	
事業場の名称	
事業場の所在地	

(注)旧の事業場の名称又は所在地を記入すること。

#### 5 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

	20tol 411 215 000	1.1.	C (IIII 136) CLOSING	110 (100)	F 4 -9 7		
屋	内 作 業	場等	間口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
車	両 整 備 作	主業 場	m	m	$m^2$	m	
部	品整備作	主業 場			$m^2$	m	
点	検 作	業場	m	m	$m^2$	m	
車	両置	出場	m	m	m²		

(注)変更をする箇所はアンダーラインを記入すること。(注)記入枠が不足する場合は、任意追加することができる。

## 6 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

	作業均	易の	規模		間	П	奥	行	面	積	天井高さ	床面状況
車	両整	備	作業	場		m		m		$m^2$	m	
部	品整	備	作業	場						$m^2$	m	
点	検	作	業	場		m		m		$m^2$	m	
車	両		置	場		m		m		$m^2$		

## 7-① 電子制御装置点検整備作業場等(7-②、8に該当しない場合)

作業場の規模	間口	奥 行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置	<u>m</u>	<u>m</u>	<u>m²</u>		
点検整備作業場	( ) <u>m</u>	( ) <u>m</u>	( ) <u>m²</u>	_( ) <u>m</u>	
車両置場	<u>m</u>	<u>m</u>	<u>m²</u>		

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

#### 7-② 電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合)

作業場の規模	間口	奥 行
事業場所在地に有する作業場	<u>m</u>	<u>m</u>

(注)電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

## 8 電子制御装置点検整備作業場 (離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)

離れた作業	を場又は	離	離れた電子制御装置整備作業場						
共同使用の作業場の別			共同使用の作業場						
当該作業場の 所在地 (※1)	S. 60								
自動車による当該作業場までの所要時間	での所要時間								
作業場の規模	間口	奥	行	直積	天井高さ	床面状況			
電子制御装置	m		<u>m</u>	<u>m²</u>					
点検整備作業場	( ) n	<u>(</u>	<u>) m</u>	( ) <u>m</u> ²	<u>( ) m</u>				
車両置場(※2)	<u>n</u>	ı	<u>m</u>	<u>m</u> 2					
施行規則第3条第8 ハに係る作業場	<u>m</u>		<u>m</u>						
共同使用 の作業場 名称				: ==					
の管理者 (※3) 認証番号									
管理責任者の氏名 (※3)	1-04-61-15-1-1								

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

(注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。 (注)「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

事業場平面図 事業場の名称	
(例:レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記入)	

9	電子制御装置整備に必要な情報。	エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

#### 10-① 役員の変更 [現在の役員及び辞任した役員]

現在	の役員及び就任年月日				
役員氏名	役職名	(	年	月	日)
		(	年	月	日)
		(	年	月	日)
		(	年	月	日)
		(	年	月	日)
		(	年	月	B )
		(	年	月	日

20日にカ	STL Wife Ar	1	tu:	п	
役員氏名	役職名	(	平	月	日)
		(	年	月	日)
		(	年	月	日)
5	3	(	年	月	日)
	8	(	年	月	日)
	4:	(	年	月	日)
		(	年	月	日)

## 10-② 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称
		+	
3		4	

備考					
----	--	--	--	--	--

#### 6-①役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の	役員及び就任年月日		•		
役員氏名	役職名	(	年	月	日)
		(	年	月	日)
		(	年	月	月)
		(	年	月	月)
		(	年	月	日)
		(	年	月	月)
		(	年	月	月)
		(	年	月	日)

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

辞任した役	員及び辞任年月日				
役員氏名	役職名	(	年	月	日)
		(	年	月	目)
		(	年	月	目)
		(	年	月	日)
		(	年	月	日)
		(	年	月	目)
		(	年	月	月)
		(	年	月	日)

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

## 6-②役員の変更に係る事業場

0 ②区央72	及実に体の手未物		
認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

(注)記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

備考		

型式・能力等

	771174
12 事業場平面図	
事業場の名称	
(例:レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	
]	
]	
]	
]	
]	
]	
]	

第3号様式 (認証)									
自	動車 <u>特定</u> 整備事業の	廃止届出書		第3号様式			認証番号 認証年月日	年 月 日	]
殿			年 月 日		自動車分解整個	備事業の			_
道路運送車両法等の規定に (注)該当しない項目は記載を省略する3 (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大	より別紙書面を添え届出しとができる。(全ての項目に共通)		<del>т</del> и п	北陸信越運輸局	局長 殿			年 月 日	
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡力 (ふりがな)	てまたは削除・縮小することができる。	(全ての項目に共通)		道路運送車両法	の規定により別添書面を	添えて届出	します。		-
届出者の氏名又は名称				(ふりがな) 届出者の氏名又に	1名称			印	
届出者の住所				届出者の住所					
電話番号 (ふりがな)				電話番号					1
事業場の名称				(ふりがな) 事業場の名称					
事業場の所在地				事業場の所在地					
認証番号				認証番号					
1 廃止年日日 自動車特定	整備事業の種類、廃止時の工	3数	<u> </u>	(注)届出者の氏名又は名	ら称について押印を省略することができ	きる。			
廃止年月日	年 月	日	1		自動車分解整備事業の種業		17	H .	_
eta 1861, atar data esta pida 1881 atar 1884	普通自動車特定整備事業	Ě		廃止年月日	年 普通自動車分	- 2.3	F		-
自動車 <u>特定整</u> 備事業 の種類 <u>の別</u>	小型自動車特定整備事業	Ě		自動車分解整備事	事業の 小型自動車分				1
who I amb as you let the	軽自動車特定整備事業			種類	軽自動車分解		<u> </u>		┪
廃止時の工員数	人 経営不振 倒	産	工員不足	廃止時の工員数	人				1
NACCONSTRUCTOR - 1 7000-	Department of the control of the con	転・立退き	転業		経営不振	倒産	5	工員不足	
廃止理由の別		業組合への参加	後継者難	廃止理由	事業合理化	1	E・立退き	転業	4
		の他 (	)		合併		総合への参加	後継者難	4
(注)□枠内の該当するものに○を記載す			607	(注) 口枠内の該当する	ものに○を記入すること。	その	)他(	)	
2 廃止に伴って辞任 <u>等</u> した 氏名	整備王仕者の氏名 氏名		氏名		て辞任した整備主任者の氏名	z.			
人名	八石	8	IVA	氏名		氏名		氏名	1
						15			
									_
									1
									4
185 - 3x				(注)記載枠が不見する地	る 合は任意追加することができる。				L
備考				備考					1
				<u> </u>					

第4号様式 (認証)							
Į.	整備主任者 (選任・	変更)の届出書	<u> </u>	第4号様式		認証番号 認証年月日	年 月 日
展	ī. Ž			較	· 備主任者(選任		
			年 月 日	運輸支局長		- 发火) 切曲山	F
道路運送車両法等の規	定により <u>別紙</u> 書面を添え(	選任・変更)します	0	理鞩又问文	质文		年 月 日
(注)該当しない項目は記載を省略 (注)必要に応じて、記載枠を追加	更にあっては「変更」の文字に○を記 することができる。(全ての項目に共 ・拡大または削除・縮小することがで	<u>前)</u> きる。(全ての項目に共通)		道路運送車両法等の規	見定により別添書面を流	ぶえて (選任・変更)	します。
(ふりがな)					更にあっては「変更」の文字に○を	と記入すること。	2, 110 to 1
届出者の氏名又は名称				(ふりがな) 届出者の氏名又は名称			囙
届出者の住所				届出者の住所			
電話番号 (ふりがな)				電話番号			
事業場の名称				(ふりがな) 事業場の名称			
事業場の所在地				事業場の所在地			
電話番号				電話番号			
認証番号				認証番号			
1 新たに選任した整備	V secondarios de Maria		整備士合格証書番号又は	<ul><li>(注)届出者の氏名又は名称につい</li><li>1 新たに選任した整備</li></ul>	て押印を省略することができる。 計主任者		
氏名	Constructive State	拍官理来伤册如口	講習修了証の受講番号	氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号
	年 月 日 年 月 日	年 月 日			年 月 日	年 月 日	
	年月日	年 月 日 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
	年月日	年月日			年 月 日	年 月 日	
	年月日	年月日			年 月 日	年 月 日	
	年月日	年月日		(注)記載枠が不足する場合は任意	年月日	年 月 日	
(注)整備主任者等資格取得講習の	※了証を有する者は、当該修了証の受認	豊番号を記載すること。		2 辞任した整備主任者	ŕ		
2 辞任等した整備主任	±を除く)は整備±合格証書番号を記れ 者	KTOLE.		氏名	辞任年月日	氏名	辞任年月日
氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	15/14/14/1	年 月 日	(注)記載枠が不足する場合は任意	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日	3 既に選任されている	整備主任者		
3 既に選任されている!	整備主任者			氏名	統括管理業務開始日	氏名	統括管理業務開始日
氏名	生年月日	氏名	生年月日		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	(2021) <b>2</b> ()	年 月 日		年 月 日		年 月 日
	年月日		年月日		年 月 日		年 月 日
	年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日	(注)記載枠が不足する場合は任意	追加することができる。		
/#= ±z.				備考			
備考							

年 月 日

年 月 日) 年 月 日)

年 月 日) 年 月 日) 年 月 日) 年 月 日) 年 月 日) 年 月 日) 年 月 日) 年 月 日) 年 月 日)

印

第5号様式 (認証)							第5号様式		
3n	との本面に出来							役員の	変更届出書
1分	員の変更届出書						II no to boards on o		人人相口目
***			年	月	日		北陸信越運輸局長	殿	
道路運送車両法等の規定により <u>別紙</u> (注)役員の変更のみの場合に本様式を使用すること。	書面を添え届出します。						道路運送車両法等の規定	により別派書面	を添えて届出しす
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。 (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・	・ <u>(全ての項目に共通)</u> 総小オスニレができる (全ての項	(目に共涌)					(ふりがな)	によりがか自由	とかんく田田しょ
(ふりがな)							届出者の氏名又は名称		
届出者の氏名又は名称									
温田石の八石入は石砂							届出者の住所		
届出者の住所							電話番号		
電話番号							(注)役員の変更以外の届出の場合は、 (注)届出者の氏名又は名称について押		
1	RETURNING						1 役員の変更 [現在の役		
1 役員の変更 [現在の役員及び辞任し	た役員」 生の役員及び就任年月日						1 Kgozz Olitok		・ 員及び就任年月日
役員氏名	役職名	(	年	月	日)		役員氏名		役
		(	年	月	日)				
		(	年	月	日)				
		(	年	月	日)				
		(	年	月	日)				
		(	年	月	日)				
		(	年	月	日)				
		(	年	月	日)				
		(	年	月月	日)				
		(	年	月	日)		(注)記載枠が不足する場合は任意追加	けることができる。	1
		.5.	1000	25.51	-5-7-1			辞任した行	<b>と員及び辞任年月日</b>
VANORATE SE	した役員及び辞任年月日						役員氏名		役
役員氏名	役職名	(	年	月	日)		92,035,032, 36, 3,0	×	110/00
		(	年	月	日)				
		(	年	月	日)				
		(	年	月	日)				
		(	年	月	日)				
		(	年年	月月	日)				
		(	年	月	日)				
		(	年	月	日)				
						1 1 1	1		

認証番号		認証番号	事業場の名称		2 役員の変更に	に係る事業場		
	事業場の名称	BORLEY /3	事業物の石が		認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称
3 宣誓書								
私	は、道路運送車両法第80条第	1項第2号に該当しない	いことを宣誓します。		(注)記載枠が不足する場	合は任意追加することができる。		
私達(役員)					3 宣誓書			
	宣誓者			印	<b></b>			
<ul><li>(注)個人事業者にあって</li><li>(注)宣誓者の氏名を記載</li><li>(注)注入企業が宣誓する</li></ul>	では「私」、法人企業にあっては「私達 載し押印することに代えて署名することか ス場会は、宣誓者の役職名についても記載	(役員) 」の文字に○を記載する 「できる <u>。</u>  ナスニレ	こと。		私達(役員)	は、道路運送車両法第80条	等1項第2号に該当し	ないことを宣誓します。
(注)宣誓書を別に提出。 (注)役員の辞任のみのお	る場合は、宣誓者の役職名についても記載 する場合は記載を省略することができる。 場合は記載を省略できる。	-			宣誓者			印
					(注)個人事業者にあって	は「私」、法人企業にあっては「私達(名	J目)」の文字に○を記入すること	
備考						場合は、宣誓者の役職名についても記入		
					備考			
					210 3			

(日本工業規格A列4番)

# 第6号様式 号 証 書 認 事業者名 道路運送車両法第80条の規定により下記のとおり自動車特定整備事業を認証 する。 記 1 認証番号 2 事業場の名称 3 事業場の所在地 4 自動車特定整備事業の種類 5 対象とする自動車の種類 6 対象とする整備及び装置の種類 7 業務範囲の限定 8 最初に認証した年月日 年 月 日 北陸信越運輸局長名 印 (日本<u>産業</u>規格A列4番)

第6号様式 뭉 証 書 事業者名 道路運送車両法第80条の規定により下記のとおり自動車分解整備事業を認証 する。 記 1 認証番号 2 事業場の名称 3 事業場の所在地 4 自動車分解整備事業の種類 5 対象とする自動車の種類 6 対象とする装置の種類 7 業務範囲の限定 8 最初に認証した年月日 平成 年 月 日 北陸信越運輸局長名 印

	自動車	特定	整備事業	きの言	正明原	頁		
北陸信越運輸	A 巳 巨							
北陸沿越埋	制 问 文 版							
年月	日							
		(願)	出人)					
		氏	名又は名称					E
		住	所					
下記のとおり相	目違ないことを							
認 証 番 号	設	証 番	号	2	認証	年	月	日
認証年月日						年	月	日
事業者の氏名又は								
名称・住所								
事業場の名称・所								
在地								
事業の種類	普通自	自動車 ・	小型自動	車 ・	軽自	動車		
	普大「原機·動力	伝達· 走行· 操縦	·制動·緩衝·連結	小四	[原動機・動力	伝達·走行	・操縦・制動	ற்∙緩衝∙連結
	· 自動運行・	運補助]			・自動運行	·運補助]	ľ	
	普中「原機·動力	伝達· 走行· 操縦	·制動·緩衝·連結	小三	「原動機・動力	伝達·老丁	•操從•制	か・緩衝・連
対象とする自動車	・自動運行・	運補助]			・自動運行	·運補助]	I	
の種類、整備及び	普小「原機·動力	伝達· 走行· 操從·	·制動·緩衝·連結	小二	[原動機・動力	伝達· 走行	・操従・制動	h·緩斬·連結
装置の種類	· 自動運子・	運補助]						
	普乗「原機·動力	伝達· 走行· 操縦	·制動·緩衝·連結	軽	「原動機・動力	伝達·走行	·操從·制	b·緩斬·連
	・自動運行・	通補助]			・自動電子	·邇補助]	I	
	大特「順機·動力	伝達· 走行· 操縦	·制動·緩衝·連結]					
業務範囲の限定								
認証の条件								
(注) 氏名を記載	让押印すること	に代えて、	署名(自署)。	すること	ができる。	0.		
上記のとおり相道	量ないことを記	E明する。				第		号
· too	月 日							

( 1 -	-27.34	十日十夕	A 玩 2	1 317-

笙	7	号様式
77	"	ケルメント

北陸信越運	<b>松 巳 E                                   </b>
化座后越煙!	期 月 攻 殿
年 月	月 日
	(願出人)
	氏名又は名称 印
	住 所
下記のとおり木	相違ないことを証明願います。
忍証 番号	認 証 番 号 認 証 年 月 日
忍証年月日	年 月 日
事業者の氏名又は	
ろ 称・ 住 所	
事業場の	
呂称・所在地	
事業の種類	普通自動車 ・ 小型自動車 ・ 軽自動車
	普大 [頭機・動伝達・老子・操縦・制動・緩衝・連結] 小四 [頭機・動伝達・老子・操縦・制動・緩衝・連結]
対象自動車の種類	
対象とする	普小[頭機·動伝達·超子·操從·制動·緩衝·連結] 小二[頭機·動伝達·超子·操從·制動·緩衝·連結]
装置の種類	普乗[原機・動伝達・超子・操縦・制動・緩衝・連結] 軽 [原動機・動力伝達・超子・操縦・制動・緩衝・連結]
	大特 [頭機・動力会・超子・操縦・制動・緩衝・連結]
業務範囲の限定	
忍証の条件	
(注) 氏名を記載	<b>載し押印することに代えて、署名(自署)することができる。</b>
	第一号
トヨロのレナンの土日沿	韋ないことを証明する。
し 同じりこれの ソイロ	

(日本工業規格A列4番)